設計検査申請書（第一面）

［適新工第1号書式］

申請日　令和 4 年

設計検査申請書（新築住宅）

（フラット35・財形住宅）

（第一面）

1．　独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面に記載された事項の情報の取扱いについて同意の上、次のとおり設計検査を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載された事項に相違ありません。記載された事項が万が一事実に相違していた場合は、この手続及び交付された設計検査に関する通知書を取消しても異議ありません。

2．　次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します（代理者欄が記載された場合に限ります。）。

検査機関名　独立確認センター　御中

申請者	氏名又は名称　フリガナ　カブシキガイシャ フラッティ （株）フラッティ 〒（ 000 － 0000 ）住所：東京都×○区1-2 TEL（ 00 ）-（ 0000 ）-（ 0000 ）FAX（ 00 ）-（ 0000 ）-（ 0000 ）	担当者名：（事業者の場合）機械
代理者（申請者以外が手続する場合に限り記入）	氏名又は名称　フリガナ　プラットセッケイジムショ プラット設計事務所 〒（ 000 － 0000 ）住所：東京都世田谷区○○町1-2-45 TEL（ 00 ）-（ 0000 ）-（ 0000 ）FAX（ 00 ）-（ 0000 ）-（ 0000 ）	担当者名：（事業者の場合）機械
手数料請求先	□ 申請者　□ その他 → 会社名：　住所：〒（　－　） ■ 代理者	所属/担当者名：　連絡先：

建設の場所（地名地番）	東京都×○市×○3-5		
建物の名称	○○マンション	注文住宅・分譲住宅の区分	□ 1.注文住宅　■ 2.分譲住宅
建築主（申請者と異なる場合のみ記入） 氏名又は名称			
建築主（申請者と異なる場合のみ記入） 郵便番号・住所	〒　－		
中間現場検査（一戸建て等の場合）	□ 1.適合証明の中間現場検査を実施 □ 2.適合証明の中間現場検査を省略（＊1） □ 住宅瑕疵担保保険の検査を実施予定（適合証明の検査と同一機関の場合） □ 建築基準法の中間検査を実施予定（適合証明の検査と同一機関の場合）	中間現場検査等予定日（＊2）	（元号）　年　月　日
着工予定日	（元号）令和 4 年 10 月 20 日	竣工予定日	（元号）令和 5 年 9 月 2
連絡事項			

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄（合格年月日及び番号）
				令和　年　月　日 第　号

※備考欄

記載しないこと。

※維持管理基準確認の条件［共同建て（分譲住宅）の場合］	□ 有　□ 無
※フラット35S（金利Aプラン）「省エネルギー性」確認の条件	□ 有　□ 無
※フラット35Sの確認にBELS評価書を利用する場合の条件	□ 有　□ 無
※フラット35S（金利Aプラン）「耐久性・可変性」及びフラット35維持保全型（長期優良住宅）確認の条件	□ 有　□ 無
※フラット35維持保全型（予備認定マンション）確認の条件［共同建て（分譲住宅）の場合］	□ 有　□ 無
※住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査による中間現場検査の省略	□ 有　□ 無

＊1 次の①及び②に該当する場合は、適合証明の中間現場検査を省略できます。
① 住宅瑕疵担保保険の躯体工事完了時の現場検査又は建築基準法の中間検査（適合証明の中間現場検査と同時期のものに限ります。）を実施する前に、適合証明の設計検査の申請を行うこと。
② フラット35の中間現場検査及び竣工現場検査と住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査を同一機関で実施すること。

＊2 適合証明の中間現場検査予定日を記入してください（住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査を実施して中間現場検査を省略する場合は、住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査の予定日を記入してください。）。

2022年10月

【申請者】
建築主以外の方でも申請者になることができます。
連名による申請も可能です。申請者欄に複数の住所が入りきらない場合は、連絡事項欄を使用するなど適宜ご対応ください。

【代理者】
建築確認申請上の代理者以外の方でも代理者になることができます。

【建設の場所】
正確な地名地番を記入してください。間違っていると融資を受けられない場合があります。完了検査申請書または検査済証と一致させてください。

【連絡事項】
連絡事項があれば記入してください。

令和４年 10 月１日

設計検査申請書（第二面）

［適新工第1号書式］

設計検査申請書（新築住宅）

（フラット35・財形住宅）
（第二面）［共同建て用］

○建物の概要（全体）

戸建型式	■ 4.共同建て
構造	□ 3.準耐火（ □ 1.イ準耐 □ 2.ロ準耐 □ 3.省令準耐 ） ■ 5.耐火
工法	□ 1.在来木造 □ 2.ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ（木質系） □ 3.ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ（鉄骨系） □ 4.ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ（ｺﾝｸﾘｰﾄ系） □ 5.枠組壁工法（ﾂｰﾊﾞｲﾌｫｰ工法） □ 6.丸太組構法 ■ 7.鉄骨造・RC造等
機構承認住宅（設計登録タイプ）の場合	会社名（ ） 承認番号（ ） 省エネルギー基準適合仕様シートの有無 □ 1.有 □ 2.無
階数	地上 7 階 地下 0 階
申請戸数／全体戸数	47 戸 ／ 48 戸
延べ面積	4649.35 ㎡
敷地面積	1500.35 ㎡
フラット35登録マンションの希望 ※「有」の場合は、設計検査合格後機構への手続きが必要です。	■ 1.有 →申請書第三面に必要事項を記入してください。 □ 2.無 →適合証明を申請する住戸についてのみ下表に住宅番号等を記入してください。

○登録マンション以外のマンション ※1

住宅番号	1戸当たりの床面積	フラット35S又はフラット35維持保全型の適用の有無		
	. ㎡	フラット35S	□ 1. 有	□ 2. 無
		フラット35維持保全型	□ 1. 有	□ 2. 無
		上記で「1.有」を選択した場合のみ以下を記入してください。		
		□ 申請マンションが土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に含まれないことを確認した。 注）レッドゾーン内に含まれる場合はフラット35S又はフラット35維持保全型を利用できません。		
		フラット35S適用基準 金利Bプラン	□ 1.省エネルギー性	□ 1.断熱等性能等級4（※2）及び一次エネルギー消費量等級6
			□ 2.耐震性	
			□ 3.バリアフリー性	
			□ 4.耐久性・可変性	
		フラット35S適用基準 金利Aプラン	□ 5.省エネルギー性	
			□ 6.耐震性	□ 1.耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3 □ 2.免震
			□ 7.バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級4以上※5
			□ 8.耐久性・可変性	長期優良住宅
		フラット35S適用基準 ZEH	適用基準	□ 9.『ZEH−M』 □ 10. Nearly ZEH−M □ 11. ZEH−M Ready※6 □ 12. ZEH−M Oriented※6
			適用条件（住宅用途の階層数）	□ 1～3層 □ 4～5層 □ 6層以上 注）住宅用途の床面積が半分以上となる階層の数（地階含む。）をご記入ください。
		フラット35維持保全型適用基準	□ 1.長期優良住宅	
			□ 2.予備認定マンション※7	

※1 住宅番号欄表が不足する場合は、本書式を複数作成し提出してください（別表（任意書式）を添付しても構いません。）。

3 フラット35S又はフラット35維持保全型を利用する場合は、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。

4 フラット35S又はフラット35維持保全型を利用する場合は、それぞれの基準のうちいずれか1つ以上の基準に適合する必要があることを承知しています。

＜個人情報の取扱い＞

1 個人情報を利用する業務の内容及び目的

検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者（以下「お客さま」といいます。）から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

(1) 業務内容

ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務（以下「適合証明業務」といいます。）

イ その他これらに付随する業務

(2) 利用目的

設計検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。

ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため

イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

ウ その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

2 機構等への個人情報の提供

検査機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	フラット35及び財形住宅融資（新築住宅及び中古住宅）に関する次の利用目的を達成するため。 ・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・中古住宅における適合証明書の発行の省略その他適合証明業務の事務の簡素化 ・財形住宅融資、フラット35に関する債権の譲受け又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	設計検査申請書に記載されたお客さまの属性等（氏名、住所、電話番号等）、申請に関する住宅情報（所在地、構造、面積、仕様等）
申請住宅について融資の申込みを行う金融機関	フラット35及び財形住宅融資（新築住宅及び中古住宅）に関する次の事務を履行するため。 ・フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 ・財形住宅融資に関する事務	

2022年10月

【階数】
建築基準法上の階数です。

【延べ面積】
建築基準法上の延べ面積です。

【敷地面積】
建築基準法上の敷地面積です。

フラット３５S 又はフラット３５維持保全型を利用する場合、チェックが必要です。

登録マンションの場合は記入せず、第三面を作成してください。

【フラット３５登録マンションの希望の有無】

希望の有無をチェックしてください。

【フラット３５】登録マンションの希望を有とした場合は、原則、対象団地の全住戸※について申請してください。

※一戸当たりの床面積が 30 ㎡未満の住宅など、基準に適合しない住戸がある場合を除きます。

令和４年 10 月１日

設計検査申請書（第三面）

第三面の提出は、「**【フラット35】**登録マンション」登録希望の有無によって異なります。

（第二面）
【フラット35】登録マンションの
希望の有無は？

有 → 第三面の作成　Step 1　Step 2　Step 3

無 → 第二面「登録マンション以外のマンション」欄記入

［適新工第1号書式］

フラット35登録マンション用

適用基準表が不足する場合は、本書式（第三面）を適宜追加してください。

設計検査申請書（新築住宅）

（フラット35・財形住宅）

（第三面）［共同建て用］

申請書第二面でフラット35登録マンションの希望「有」の場合は、申請書第三面を、「無」の場合は申請書第二面に必要事項をご記入ください。

Step 1

○総括表

マンション全体戸数		申請住戸数		申請外住戸数			
48 戸	＝	47 戸	＋	1 戸	30㎡未満の住戸の住戸番号	101	
					その他の住戸の住戸番号	申請外とする理由（	

○申請住戸

（フラット35S又はフラット35維持保全型を適用する場合のみ）土砂災害特別警戒区域の確認	■ 申請マンションがレッドゾーン内に含まれないことを確認した。 注）レッドゾーン内に含まれる場合はフラット35S又はフラット35維持保全型を利用できません。
住宅用途の階層数 （フラット35S（ZEH）を利用する場合に限り記入してください。）	□ 1～3層　□ 4～5層　□ 6層以上 注）住宅用途の床面積が半分以上となる階層の数（地階含む。）をご記入ください。

フラット３５S 又はフラット３５維持保全型を利用する住戸がある場合は、チェックが必要です。

適用基準＜表①＞

フラット35Sの適用	■ 1.有	□ 2.無
フラット35維持保全型の適用	■ 1.有	□ 2.無

上記で「1.有」を選択した場合は以下を記入してください。

Step 2

フラット35S適用基準

金利Bプラン		
□ 1.省エネルギー性	□ 1.断熱等性能等級4（※1）及び一次エネルギー消費量等	
	□ 2.断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級4（※1）又は5	
□ 2.耐震性	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2	
□ 3.バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3	
□ 4.耐久性・可変性	劣化対策等級3以上等	
金利Aプラン		
■ 5.省エネルギー性	■ 1.断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6	
	□ 2.認定低炭素住宅※2	
	□ 3.性能向上計画認定住宅※3	
□ 6.耐震性	□ 1. 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3	
	□ 2.免震	
□ 7.バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級4以上※4	
□ 8.耐久性・可変性	長期優良住宅	
ZEH		
□ 9.『ZEH－M』	□ 10. Nearly ZEH－M	
□ 11. ZEH－M Ready※5	□ 12. ZEH－M Oriented※5	
フラット35維持保全型適用基準		
□ 1.長期優良住宅		
■ 2.予備認定マンション※6		

Step 3

住宅番号		戸数
■ 住棟内の全申請住戸又は（b）以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。		
(a) 40㎡以上280㎡以下の住戸		47
(b) 30㎡以上40㎡未満又は280㎡超の住戸※7		

【戸数】

「住棟内の全申請住戸又は（ｂ）以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。」を選択した場合は、未記入でも構いません。

Excel で入力する場合は、Step3 で「住棟内の全申請住戸又は（ｂ）以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。」を選択すると、表①の「戸数」に「申請住戸数」が自動入力されます。

適用基準＜表②＞

フラット35Sの適用	□ 1.有	□ 2.無
フラット35維持保全型の適用	□ 1.有	□ 2.無

上記で「1.有」を選択した場合のみ以下を記入してください。

フラット35S適用基準

金利Bプラン		
□ 1.省エネルギー性	□ 1.断熱等性能等級4（※1）及び一次エネルギー消費量等級6	
	□ 2.断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級4（※1）又は5	
□ 2.耐震性	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2	
□ 3.バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3	
□ 4.耐久性・可変性	劣化対策等級3以上等	
金利Aプラン		
□ 5.省エネルギー性	□ 1.断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6	
	□ 2.認定低炭素住宅※2	
	□ 3.性能向上計画認定住宅※3	
□ 6.耐震性	□ 1. 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3	
	□ 2.免震	
□ 7.バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級4以上※4	
□ 8.耐久性・可変性	長期優良住宅	
ZEH		
□ 9.『ZEH－M』	□ 10. Nearly ZEH－M	
□ 11. ZEH－M Ready※5	□ 12. ZEH－M Oriented※5	
フラット35維持保全型適用基準		
□ 1.長期優良住宅		
□ 2.予備認定マンション※6		

住宅番号		戸数
(a) 40㎡以上280㎡以下の住戸		戸
(b) 30㎡以上40㎡未満又は280㎡超の住戸※7		

※1 断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4の基準は、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準に代えることができます。
※2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。
※3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。
※4 共同建ての専用部分については、高齢者等配慮対策等級（専用部分）等級3以上となります。
※5 当該基準の適用に当たっては、それぞれの基準で定める条件（住宅用途の階層数がZEH－M Readyの場合は4層以上、ZEH－M Orientedの場合は6層以上）に該当する必要があります。
※6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。）第91条に規定するマンション管理適正化推進センターから認定を受けた管理計画（管理組合が作成したマンションの管理に関する計画をいう。）を有する共同住宅の用途に供する建築物内の住宅をいいます。
※7 1戸当たりの面積が40㎡以上280㎡以下とならないものは財形住宅融資対象外住戸となります。
※8 適用基準表の住戸数の合計（第三面を複数枚作成する場合は、全ページの合計）が、総括表の申請住戸数に一致することを確認してください。
※9 第三面を複数枚作成する場合、ページ番号と総ページ数を記入してください。

※8 ＜表①＞＋＜表②＞	※9 ページ番号 ／ 総ページ数
47 戸	1 ／ 1

2022年10月

令和４年 10 月１日

設計検査申請書（第三面）

Step 1 【フラット35】申請外住戸について

マンションの中に【フラット35】申請外住戸があるか確認してください。

フラット35の技術基準を満たさない住戸がある。（フラット35申請外住戸）

YES →

申請外とする理由を選択
□床面積が 30 ㎡未満
□その他：理由を記入

→ 申請外住戸の住戸番号を記入

Step 2 【フラット35】S又は【フラット35】維持保全型の基準の適用について

申請住戸が【フラット35】S又は【フラット35】維持保全型の基準について次のパターンのどれに当たるか確認してください。

全住戸がフラット35で、フラット35S及びフラット35維持保全型ではない。 →

適用基準（表①）「フラット35Sの適用」欄及び「フラット35維持保全型の適用」欄で「2.無」にチェック。

フラット35S 又はフラット35維持保全型を利用する住戸がある場合

全住戸が同じ基準（フラット35S・フラット35維持保全型）である。
例1）全住戸が省エネルギー性
例2）全住戸が予備認定マンション

→ 申請マンションがレッドゾーン内に含まれないことを確認した。」にチェック →

適用基準（表①）「フラット35Sの適用」欄及び「フラット35維持保全型の適用」欄の片方もしくは両方の「1.有」にチェックし、**該当するそれぞれの基準**にチェック。
→次に右表の「**□住棟内の全申請住戸又は（b）以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。**」にチェック。

住戸によって基準（フラット35S・フラット35維持保全型）が違う。
例）一部の住戸がフラット35S金利Aプランの「省エネルギー性」だけだが、
他の住戸はフラット35S金利Aプランの「耐久性・可変性」でかつ、フラット35維持保全型の「長期優良住宅」

→ 申請マンションがレッドゾーン内に含まれないことを確認した。」にチェック →

適用基準（表①）「フラット35Sの適用」欄及び「フラット35維持保全型の適用」欄のうち、適用するものについて「1.有」にチェックし、**該当するそれぞれの基準**にチェック。
→次に右表に対象の住戸番号を記入。
例）「フラット35Sの適用」欄の「1.有」にチェックし、適用する基準（フラット35S金利Aプラン「省エネルギー性」）にチェック。右表で当該基準を適用する住戸番号を記載。

適用基準（表②）「フラット35Sの適用」欄及び「フラット35維持保全型の適用」欄のうち、適用するものについて「1.有」にチェックし、**該当するそれぞれの基準**にチェック。
→次に右表に対象の住戸番号を記入。
例）「フラット35Sの適用」欄及び「フラット35維持保全型の適用」欄の「1.有」にチェックし、適用する基準（フラット35S金利Aプランの「耐久性・可変性」及びフラット35維持保全型の「長期優良住宅」）にチェック。右表で当該基準を適用する住戸番号を記載。

Step 3 専有面積の確認（財形住宅融資の適用について）

申請住戸の専有面積について、確認してください。

全申請住戸が同じ基準で、かつ 40 ㎡以上 280 ㎡以下（全申請住戸がフラット35および財形住宅融資の対象）。 →

「**□住棟内の全申請住戸又は（b）以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。**」にチェック。

全申請住戸が同じ基準だが、「30 ㎡以上 40 ㎡未満」又は「280 ㎡超」の申請住戸がある場合（財形住宅融資の対象外が含まれている）。 →

まず、「**□住棟内の全申請住戸又は（b）以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。**」にチェック。
次に、「**30㎡以上40㎡未満の住戸又は280㎡超の住戸**」欄に該当する住宅番号を記載（フラット35のみ対象）。

令和４年 10 月１日